

企画県土警察常任委員会資料

(平成25年1月21日)

- 学校・警察連絡制度の拡充について 1
(生活安全部少年課)
- 犯罪抑止総合対策の推進状況（平成24年中）について 2
(生活安全部・刑事部)
- 交通事故発生状況（平成24年中）について 3
(交通部交通企画課)
- 平成25年鳥取県警察運営指針及び重点目標について 4
(警務部警務課)
- 鳥取県警察掲揚旗の運用について 5
(警務部警務課)
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について 6
(警務部会計課)

警 察 本 部

学校・警察連絡制度の拡充について

平成25年1月21日
鳥取県警察本部
(生活安全部少年課)

1 旧連絡制度

学校・警察連絡制度は、県内の学校（大学は除く。）に在籍する児童生徒が警察に検挙、補導された場合、児童生徒の再非行防止等を目的として、警察が児童生徒の在籍する学校に非行の概要を連絡する、警察から学校への一方向連絡制度として、平成16年5月1日から県立学校との間で運用を開始し、以後、7月12日から市町村立学校、10月15日から国立学校、平成17年1月1日から私立学校でも運用が開始された。

2 新連絡制度

(1) 拡充の目的

最近のいじめ問題や校内暴力など、学校や児童生徒を取り巻く環境が多様化、複雑化する中、これらに的確に対処し、児童生徒の非行防止、立ち直り支援、犯罪の被害防止、学校等における児童生徒等の安全確保等を図るため、これまで以上に学校と警察が情報を共有し連携を強化することを目的とする。

(2) 拡充の概要

学校から警察への連絡対象事案を定め、相互連絡制度とした。

(3) 拡充された連絡対象事案（学校→警察）

- 児童生徒の非行等問題行動及びこれらによる児童生徒等の被害を防止するため、校長が警察署との連携を必要と認める事案
- 児童生徒の安全確保及び犯罪の未然防止のため、校長が警察署との連携を必要と認める事案
- その他校長が警察署との連携を必要と認める事案

(4) 運用開始

平成25年2月末まで周知期間を置き、3月1日から県下一斉に開始

3 協定の締結状況

- 平成24年12月18日 県立学校に係る協定を鳥取県教育委員会教育長と鳥取県警察本部長が締結
- 平成24年12月19日 倉吉市立学校に係る協定を倉吉市教育委員会教育長と生活安全部長が締結
- 平成24年12月25日 私立学校に係る協定を鳥取県私立中・高等学校校長会会長と生活安全部長が締結

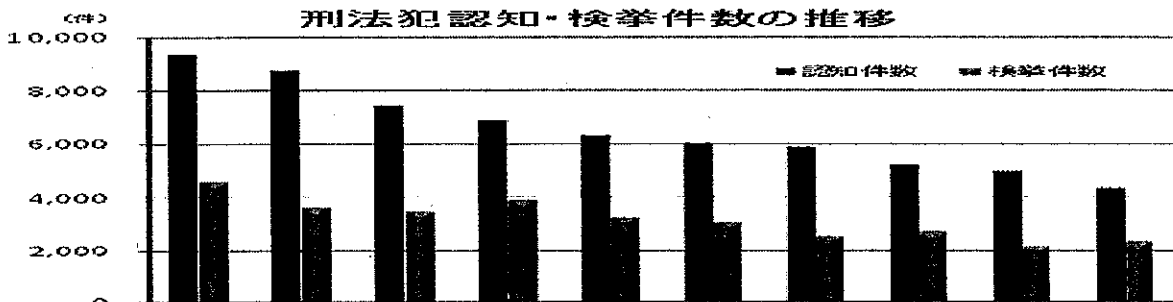
以降、生活安全部長と市町村教育委員会教育長、国立大学法人鳥取大学附属学校部長等との間で順次協定を締結中

犯罪抑止総合対策の推進状況（平成24年中）について

平成25年1月21日
警 察 本 部
(生活安全部・刑事部)

1 刑法犯認知・検挙件数の状況（県内）

- 刑法犯認知件数は4,313件で、前年比628件(12.7%)減少し、平成16年以降9年連続で減少した。
- 戦後の昭和21年以降最少で、戦後最多であった平成15年(9,302件)の半数以下となった。
- 検挙件数は2,310件で、検挙率は53.6%であった。



年別	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
認知件数	9,302	8,688	7,382	6,838	6,261	6,005	5,845	5,189	4,941	4,313
検挙件数	4,541	3,574	3,437	3,862	3,203	3,013	2,518	2,682	2,105	2,310

2 抑止重点対象罪種認知件数の状況等

区分	認知件数 総数	計	重点罪種					準重点罪種		
			自転車盗	車上ねらい	自転車ねらい	性犯罪	侵入盗	振り込め詐欺	器物損壊	万引き
H24	4,313	2,697	862	319	69	23	380	11	392	641
H23	4,941	3,273	1,199	371	46	21	444	13	518	661
増減数	-628	-576	-337	-52	23	2	-64	-2	-126	-20
率%	-12.7	-17.6	-28.1	-14.0	50.0	9.5	-14.4	-15.4	-24.3	-3.0

[概要]

- 対象罪種の認知件数は2,697件で、前年比576件(17.6%)減少しており、刑法犯認知件数全体に占める割合は62.5%であった。
- 対象罪種のうち、自転車盗(862件)と器物損壊(392件)が前年より大幅に減少した。
- 自転車盗、車上ねらい、侵入盗等の減少要因は、
 - ・ 鍵掛けの被害防止対策
 - ・ 制服警察官による街頭活動等の強化
 - ・ 防犯ボランティア等と協働した見回り活動等が考えられる。
- 自転車盗等の被害時の無施錠率は高い状態にある。
 - ・ 自転車盗74.1% ・ 車上ねらい84.3% ・ 侵入窃盗(住宅対象)57.4%
- 振り込め詐欺の認知件数は11件で、前年比2件減少したが、被害者11人のうち、60歳以上が8人(72.2%)、女性が9人(81.9%)と高齢者、女性の被害が多い。

3 その他の状況

- コンビニでの強盗未遂事件が3件発生した。(全て検挙)

4 今後の犯罪抑止対策の推進事項

- 地域の犯罪情勢に即した効果的な抑止対策及び検挙活動を推進する。
- 防犯カメラの設置拡充を図る。
- 被害対象別の振り込め詐欺被害防止対策を推進する。
- 自治体、防犯ボランティア等と連携した防犯活動を推進する。
- コンビニ、金融機関における強盗事件等未然防止対策を推進する。

交通事故発生状況（平成 24 年中）について

平成 25 年 1 月 21 日
警 察 本 部
(交通部交通企画課)

1 発生状況

(1) 県下の状況

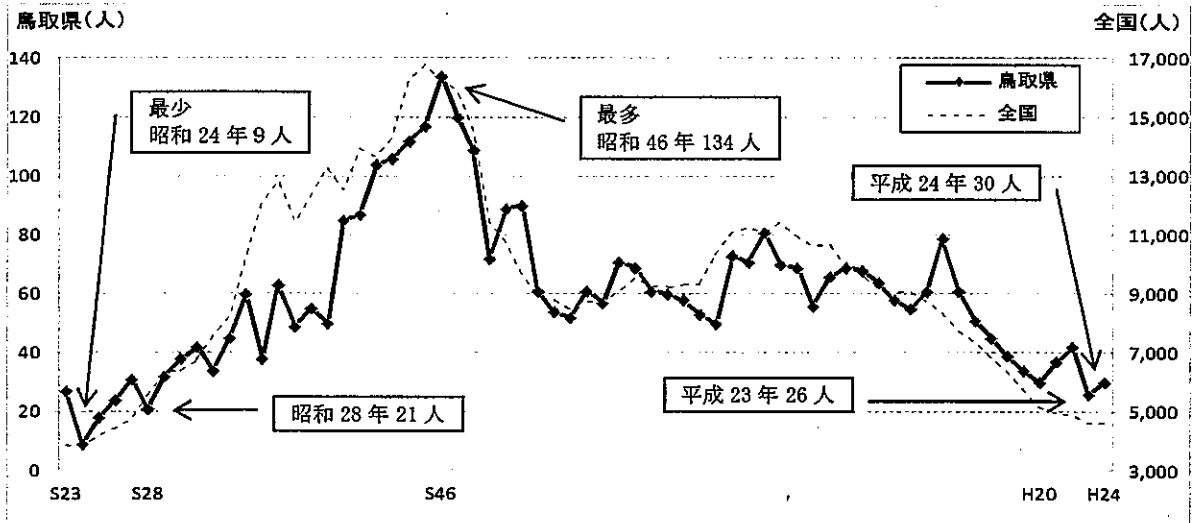
	H24	H23	増減数	増減率
発生件数	1,389	1,668	-279	-16.7%
死者数	30	26	4	15.4%
負傷者数	1,658	2,076	-418	-20.1%

(2) 全国・中国管区の死者数

	H24	H23	増減率
全 国	4,411	4,612	-4.4%
中国管区	368	350	5.1%

- 発生件数、負傷者数は 8 年連続で減少したが、死者数は増加した。
- 死者数及び発生件数は全国最少で、発生件数の減少率は全国 1 位であった。

2 交通事故死者の推移



3 死亡事故の特徴

(1) 高齢者の割合が高い

(単位：人)

	歩行中		自転車		運転中		同乗中		計		
	高齢者		高齢者		高齢者		高齢者		高齢者	構成率	
H24	14	9	4	2	10	4	2	1	30	16	53.3%
H23	9	8	4	3	12	6	1	1	26	18	69.2%
増減数	5	1	0	-1	-2	-2	1	0	4	-2	-15.9
増減率	55.6%	12.5%	0.0%	-33.3%	-16.7%	-33.3%	100.0%	0.0%	15.4%	-11.1%	ポイント

- 高齢者の死者数は前年対比 2 人減少したが、依然として高率であった。(全国は 51.3%)
- 歩行中の死者 14 人中、高齢者が 9 人 (69.2%) であった。(前年 9 人中 8 人 (88.9%))
- (2) 夜間の割合が高い
 - 夜間が 18 件 (60.0%) であった。(前年は 13 件 (50.0%))
 - ・ 歩行中の高齢者の死者 9 人中、夜間は 7 人 (77.8%) であった。
- (3) 飲酒運転が関係する死亡事故が 2 件発生

【飲酒事故の推移】

(単位：件)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
人身事故	36	27	22	20	29	16
死亡事故	4	1	0	6	0	2

平成25年鳥取県警察運営指針及び重点目標について

平成25年1月21日
警察本部
(警務部警務課)

平成25年における警察の大綱方針である鳥取県警察運営指針及び治安向上のために取り組むべき警察活動の方向性を示す重点目標を次のとおり策定した。

【運営指針】

県民の期待にこたえる警察

～安全で安心な鳥取県をめざして～

【重点目標】

- **犯罪抑止等のための総合対策の推進**
 - ・ 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
 - ・ 初動警察活動の強化
 - ・ ストーカー・DV事案等への迅速かつ的確な対応
 - ・ 生活経済事犯対策、サイバー犯罪対策の推進
 - ・ 少年非行防止・保護総合対策の推進
 - ・ 被害の不安に困り苦しむ人や犯罪被害者等への的確な対応
- **重要犯罪等の検挙と組織犯罪対策の推進**
 - ・ 重要犯罪、重要窃盗犯等の検挙活動の推進
 - ・ 暴力団対策、薬物銃器対策の推進
 - ・ 犯罪のグローバル化対策、犯罪インフラ対策の推進
- **交通死亡事故抑止に向けた総合対策の推進**
 - ・ 高齢者に重点を置いた交通事故防止対策の推進
 - ・ 飲酒運転根絶対策の推進
 - ・ 安全・安心な交通環境の整備
- **テロの未然防止と緊急事態対策の推進**
 - ・ テロの未然防止対策の推進
 - ・ 緊急事態に即応できる総合的な諸対策の推進
 - ・ 大規模警衛警備に向けた諸対策の推進

上記重点目標を達成するに当たっては、人材育成等を始めとした人的基盤強化や物的基盤強化など、警察活動基盤の充実強化を図る。

鳥取県警察掲揚旗の運用について

平成25年1月21日
警 察 本 部
(警務部警務課)

1 目的

警察職員の士気の高揚を図るため、警察本部等の警察関係施設に鳥取県警察掲揚旗(以下「警察掲揚旗」という。)を掲揚する。

2 運用要領

(1) 警察掲揚旗の制式

中央に警察のシンボルマークである「旭日章」を配したデザインとする。



横：150cm

縦：100cm

旭日章：中央、黄色

警察名：白色、隷書体

(2) 掲揚施設

警察本部、警察学校及び各警察署(計11施設)とする。

(3) 掲揚方法等

- 休日、荒天時等の場合を除き、執務時間中、各施設の掲揚台に掲揚する。
- 国旗と警察掲揚旗を共に掲揚する。
- 国旗と警察掲揚旗を共に掲揚する場合の掲揚方法を次のとおり統一する。
 - ・ 2本の並立した掲揚台を有する施設については、施設外から見て左側の掲揚台に国旗を、右側の掲揚台に警察掲揚旗を掲揚する。
 - ・ 3本の並立した掲揚台を有する施設については、施設外から見て中央の掲揚台に国旗を、左側の掲揚台に警察掲揚旗を掲揚する。
 - ・ 庁舎建物に附属して1本の掲揚台を有し、かつ、地上に1本の掲揚台を有する施設については、庁舎建物に附属する掲揚台に国旗を、地上の掲揚台に警察掲揚旗を掲揚する。
- 警察掲揚旗は、保管責任者を指定し、適切な保管・管理を徹底する。

3 運用開始時期

平成24年度中に運用を開始する予定

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

警察本部

主務課	案件名	契約の相手方	契約金額	履行期間	契約年月日	摘要
警察会計課	ヘリコプターテレビシステム機上設備調達	池上通信機株式会社大阪支店 支店長 安田 智	171,462,900円	平成25年1月8日 ～ 平成25年9月30日	平成25年1月8日	